

令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域
課題解決事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域の活性化及び地域住民と若者の交流・協働の推進を図るため、地域課題解決事業を実施する学校法人静岡精華学園に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地域課題解決事業」とは、平成27年3月22日付けで締結した焼津市と静岡福祉大学（以下「福祉大」という。）との包括連携協定に基づき実施する次に掲げる事業並びに平成29年12月21日付けで締結した焼津商工会議所、大井川商工会及び福祉大の包括連携協定に基づき実施する産業振興等推進事業をいう。

- (1) 子育て支援事業 子育て講演会その他子育ての支援を行う事業
- (2) 拠点等を活用した地域活性化事業 市民を対象とした福祉大教授等による各種講座等を福祉大駅前サテライトキャンパス等において開催する事業
- (3) 中心市街地活性化事業 市の中心市街地活性化に資する事業
- (4) 産業振興等推進事業 市の産業振興等の推進に資する事業
- (5) その他地域課題解決事業 市と福祉大が連携して地域課題を研究し、解決する事業

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費は、令和5年4月3日から事業完了の日までに支出した地域課題解決事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の額とし、322万3千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについて補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定による交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、第2条各号に掲げる事業の経費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

2 補助事業者は、前項に掲げる変更等があった場合には、次の書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 変更等承認申請書（第5号様式）
- (2) 変更事業計画書（第2号様式）
- (3) 変更収支予算書（第3号様式）

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が終了したときは、次に掲げる書類を事業完了の日から起算して20日を経過した日又は令和6年4月5日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績書（第6号様式別紙）
- (3) 収支決算書（第3号様式）
- (4) 領収書又はその写し

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(請求の手續)

第11条 前条の補助金交付確定通知を受けた者は、請求書（第8号様式）を補

助金交付確定通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに提出しなければならない。

(概算払請求手続)

第12条 補助事業者は、概算払の請求をすることができる。この場合においては、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

(1) 概算払請求書 (第9号様式)

(2) 資金状況調べ (第10号様式)

(決定の取消し等)

第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたものがあるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、全額を返還させるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

費目	補助の対象となる経費
報酬	団体が定める基準に基づき、事業従事者に支払われた日当等
報償費	外部講師、専門的技術を有する協力者等への謝礼等（福祉大内部の職員等に対する研修を目的とした外部講師等への謝礼を除く。）
旅費	外部講師等への交通費及び宿泊費等（実費を限度とする。） 事業実施に係る交通費等（実費を限度とする。） 先進地視察等に係る交通費及び宿泊費等（実費を限度とし、原則として県内への旅費に限る。）
消耗品費	チラシ等の用紙代、プリンターインク代、事務用品等の購入費、塗料、木材等事業実施のために必要と認められる材料の購入費等
印刷製本費	コピー機の利用料及び業者に発注する印刷代等
通信運搬費 及び手数料	切手代、郵便代、物品宅配料等 広告手数料、清掃手数料等
保険料	事業実施に係る保険料等
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する経費等
使用料及び 賃借料	会場の使用料、機器類の賃借（レンタル又はリース）料、車両の借上料等
備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められる備品で、管理責任者を明確にしたものの購入費等
その他	その他市長が必要と認める経費

第 1 号様式（第 5 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名)	
令和 5 年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付申請をします。	
補助対象事業の名称	
補助対象経費の総額	金 円
補助金の申請額	金 円
事業の計画	別紙のとおり
事業予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとします。

- (添付書類) (1) 事業計画書 (第 2 号様式)
(2) 収支予算書 (第 3 号様式)

第2号様式（第5条、第8条関係）

事業計画書
（変更事業計画書）

目的	
計画内容 （日時、場所、 対象者、具体的 内容、周知方 法、実施体制 等）	
期待される効果	
備考	

第3号様式（第5条、第8条、第9条関係）

収支予算書
(変更収支予算書)
(収支決算書)

1 収入の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合 計		

2 支出の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合 計		

第4号様式（第6条関係）

年 月 日
一 号

様

焼津市長

印

交付決定通知書

令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日
— 号

（宛先）焼津市長

申請者
所在地
団体名
代表者（職・氏名）

変更等承認申請書

令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱第8条の規定により、事業の変更・中止・廃止の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定 年 月 日付け — 号
- 2 申請の内容
- 3 申請の理由

（添付書類）

- (1) 変更事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（第3号様式）

第6号様式（第9条関係）

実績報告書

年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名)	
年 月 日付け ー 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。	
補助金交付決定額	金 円
補助対象経費の総額	金 円
事業の実績	別紙のとおり
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで

- (添付資料) (1) 事業実績書 (別紙)
(2) 収支決算書 (第3号様式)
(3) 領収書又はその写し

事業実績書

<p>実施内容 (日時、場所、 参加者、具体的 内容、周知方 法、実施体制 等)</p>	
<p>事業の成果</p>	
<p>備 考</p>	

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

様

焼津市長

印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第 8 号様式（第11条関係）

請 求 書

金 額					千			円
--------	--	--	--	--	---	--	--	---

内訳	交 付 確 定 額	金	円
	概算払を受けた額	金	円
	差 引 請 求 額	金	円

年 月 日付け ー 号により交付の確定を受けた令和5年度
 学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金
 として上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）焼津市長

所 在 地
 団 体 名
 代表者（職・氏名）

㊞

口 座 振 込 先 金 融 機 関	銀 行 農 協 信 用 金 庫	店	口 座 種 目	普 通 ・ 当 座
口 座 名 義 人	(フリガナ)		口 座 番 号	

第9号様式（第12条関係）

概算払請求書

金額					千			円
----	--	--	--	--	---	--	--	---

内訳	交付決定額	金	円
	概算払を受けた額	金	円
	今回概算払請求額	金	円

年 月 日付け ー 号で交付の決定を受けた令和5年度学校法人静岡精華学園静岡福祉大学との連携による地域課題解決事業費補助金について概算払の請求をします。

年 月 日

（宛先）焼津市長

所在地
 団体名
 代表者（職・氏名） ⑩

口座 振込先 金融機 関	銀行 農協 信用金庫	店	口座 種 目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

（添付資料） 資金状況調べ（第10号様式）

第10号様式（第12条関係）

資 金 状 況 調 べ

単位：円

費目		月別	月	月	月	計
収 入						
	小 計					
	通 計					
支 出						
	小 計					
	通 計					
差引残高（通計）						

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。